

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年5月28日 06時33分ごろ
発生場所	関門港田野浦区田野浦ふ頭沖 門司埼灯台から真方位094°1,600m付近 (概位 北緯33°57.6 東経130°58.8)
インシデントの概要	プレジャーボートSEA MARINEは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年6月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SEA MARINE、5トン未満（長さ6.96m） 290-48029福岡、株式会社リオトランス ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力125kW、回転数 毎分3,250、6気筒、ボア92mm、使用燃料軽油、機関製造年 月日不詳、平成8年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せて航行中、主機の回転数が上がらなくなり、船長が機関室から白煙が出ているのを認めた。</p> <p>船長は、冷却清水温計が高い数値を示していたので主機を停止し、自力航行は不可能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、来援した海上保安庁の巡視艇にえい航されて定係地に戻った。</p> <p>船長は、定係地において、冷却海水ポンプの駆動用Vベルト（以下「本件ベルト」という。）が破断していることを確認した。</p> <p>船長は、出航前に本件ベルトを目視で点検していたが、触手で点検していれば、本件ベルトの弛み、劣化等の不具合に気付いたかも知れないと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、ふだん、本船の整備を整備業者に依頼していたが、本件ベルトの交換時期等、内容の詳細は把握していなかった。</p>
分析	<p>本船は、航行中、本件ベルトが破断したことから、冷却海水ポンプが駆動しなくなり、主機への冷却海水の供給ができず、清水冷却器に冷却海水が供給されずに冷却清水が高温となり、運航不能となったものと考えられる。</p>

	<p>本件ベルトは、交換時期等が不明であり、破断した要因を明らかにすることはできなかったが、船長が、出航前に本件ベルトを目視のみでなく触手での点検も行うことにより、本件ベルトの劣化等に気づき、本インシデントの発生を避けられた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、本件ベルトが破断したため、冷却海水ポンプが駆動しなくなり、主機への冷却海水の供給ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、冷却海水ポンプの駆動用Vベルトが破断しないよう、目視だけでなく、触手でも同ベルトの劣化具合等を点検し、必要があれば交換を行うこと。 ・ 船舶所有者は、Vベルトの劣化具合に関わらず、定期的に交換することが望ましい。